

横浜市犯罪被害者等日常生活支援に要する費用の助成及び支援金等に関する実施要綱

制定 令和 4 年 4 月 1 日 市人第 1020 号（市民局長決裁）
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 市人第 994 号（市民局長決裁）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市犯罪被害者等支援条例（平成 30 年 12 月横浜市条例第 62 号。以下「条例」という。）第 8 条及び第 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に基づく支援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 条例第 2 条第 1 項第 1 号に定める犯罪等のうち、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法第 37 条第 1 項本文、同法第 39 条第 1 項又は同法第 41 条の規定により罰せられない行為（同法第 35 条又は同法第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 性犯罪 刑法第 176 条、同法第 177 条、同法第 179 条、同法第 181 条及び同法第 241 条並びにこれらの罪（同法第 176 条及び同法第 179 条第 1 項並びに同法第 181 条第 1 項の罪を除く。）の未遂罪をいう。
- (3) 重傷病 1 か月以上の加療を要する負傷又は疾病をいう。
- (4) 市民 条例第 2 条第 1 項第 5 号に定める市民等のうち、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき横浜市の住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず横浜市の住民基本台帳に記録をされずに横浜市内に居住している者をいう。

（遺族又は家族の範囲）

第 3 条 この要綱において、支援の対象となる遺族（以下「遺族」という。）とは、犯罪により死亡した者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪により死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者を含む。以下同じ。）
- (2) 犯罪により死亡した者の二親等以内の親族（子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）

2 この要綱において、支援の対象となる家族（以下「家族」という。）とは、犯罪が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪による被害を受けた者の配偶者
- (2) 犯罪による被害を受けた者の二親等以内の親族

第 2 章 日常生活支援に要する費用の助成

（家事及び介護等支援費用の助成）

第4条 市長は、犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等が家事及び介護等支援としてホームヘルプサービスを利用した場合に、その費用の一部を助成するものとする。

2 助成の額は、実費額の10分の9（助成を受ける対象者が生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する場合にあっては、実費相当額／10分の10）とする。ただし、1時間当たりの助成の額は、4,000円を上限とする。

3 助成の対象となるホームヘルプサービスは30分を単位とし、一の犯罪被害について合計72時間までとする。

4 助成の対象となるホームヘルプサービスの内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 調理、洗濯、掃除、買い物等の家事
- (2) 食事、排泄、入浴等の介護
- (3) 通院等の介助
- (4) その他市長が必要と認める家事及び介護等

5 前項各号に掲げるサービスは、家事及び介護等支援としてホームヘルプサービスを提供する事業者が派遣するホームヘルパー等により実施されるものとする。

（家事及び介護等支援費用の助成対象者）

第5条 前条の助成は、犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認でき、次に定める資格要件のいずれかに該当する者が犯罪被害を受けたことにより、家事又は介護等に支障が生じていると認められる場合に実施する。なお、本条文における犯罪とは、第2条第1項第1号に定める犯罪のうち、人の生命又は身体を害する行為をいう。

- (1) 犯罪により死亡した者の遺族であって助成の申請を行う時点において市民である者
- (2) 犯罪により重傷病等を受けた者又は性犯罪被害を受けた者であって助成の申請を行う時点において市民である者
- (3) 犯罪により重傷病等を受けた者又は性犯罪被害を受けた者の家族であって助成の申請を行う時点において市民である者

2 他のホームヘルプサービスに関する制度（障害者総合支援法における居宅介護や介護保険法における訪問介護など）を利用した場合の自己負担分の費用については、助成しない。

（一時保育費用の助成）

第6条 市長は、犯罪被害により監護する就学前の子の家庭での保育が困難となった犯罪被害者等がその監護する児童のために一時保育を利用した場合に、その費用の一部を助成するものとする。

2 助成は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の33に規定された届出を行っている保育施設又は事業所を利用した場合に限る。

3 助成の額は、実費額の10分の9（助成を受ける対象者が生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する場合にあっては、実費相当額／10分の10）とする。ただし、1回当たり2,500円に一時保育を利用した児童の数を乗じて得た額を上限とする。

4 助成の回数は、一の犯罪被害について10回までとする。

(一時保育費用の助成対象者)

第7条 前条の助成は、第5条第1項各号のいずれかに該当し、就学前の子を監護する者に対して実施する。なお、前条における犯罪とは、第2条第1項第1号に定める犯罪のうち、人の生命又は身体を害する行為をいう。

(転居費用の助成)

第8条 市長は、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等が新たな住居へ転居するために要する費用及び新たな住居へ一時的に転居した後に従前の住居に戻る場合又は別の住居に転居する場合に要する費用を助成するものとする。

2 前項に定める従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった者
- (2) 犯罪により住居が滅失し又は著しく損壊したために居住することができなくなった者
- (3) 条例第2条第1項第7号の規定による二次被害を受けた者又は同項第8号の規定による再被害を受けた者若しくは受ける恐れのある者
- (4) 犯罪による傷病や後遺障害、家族構成員の死亡等により、自宅における従来生活を維持することが困難になった者
- (5) 本要綱に基づく転居費用の助成を受けたのち、転居先で条例第2条第1項第7号の規定による二次被害を受けた者又は同項第8号の規定による再被害若しくはその恐れにより、再び転居が必要となった者

3 第1項に定める新たな住居へ一時的に転居した後に従前の住居に戻る場合又は別の住居に転居する場合とは、前項第1号から第4号までのいずれかに該当する者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 新たな住居に一時的に居住したのち、前項第1号から第4号までに定める困難が一定程度解消されるなどによって従来生活への復帰を図るべく、横浜市内の住居に転居する場合
- (2) 利用期限のある住居等に一時的に居住し、退去せざるを得なくなった場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

4 助成の額は、1回20万円を限度とし、回数は、一の犯罪被害について1回の転居を限度とする。ただし、同条第2項第5号又は同条第3項に該当する場合は、合計で2回までの転居費用を助成する。

5 助成の対象となる転居費用の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 引越しに係る運送費用、荷造り及び不用品の廃棄等のサービスに係る費用
- (2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割り家賃、原状回復に係る費用、その他の費用
- (3) その他市長が転居のために必要と認めるもの

6 前項第1号及び第2号に掲げる費用は、引越事業者、不動産事業者等に支払ったものに限る。

(転居費用の助成対象者)

第9条 前条の助成は、犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認でき、次に定める資格要件のいずれかに該当する者に対して実施する。なお、本条文における犯罪とは、第2条第1項第1号に定める犯罪のうち、人の生命又は身体を害する行為をいう。

- (1) 犯罪により死亡した市民の遺族であって、当該犯罪発生時に当該犯罪被害者と同居していた者
- (2) 犯罪により重傷病を負った犯罪被害者で当該犯罪発生時に市民であった者
- (3) 性犯罪のうち、刑法第176条及び同法第179条第1項並びに同法第181条第1項の罪を除く犯罪被害者で当該犯罪発生時に市民であった者
- (4) 放火（刑法第108条、同法第111条第1項又は同法第117条第1項の罪をいう。）によって前条第2項第2号に該当する者で、死亡又は重傷病に該当せず当該犯罪発生時に市民であった者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 前項各号に該当する犯罪被害のうち、過失による被害を除く。ただし、市長が特に認める場合にはこの限りでない。

(配食サービス費用の助成)

第10条 市長は、犯罪被害により食事を用意することに支障が生じている犯罪被害者等が配食サービス（居宅等に食事を配達するサービスをいう。以下同じ。）を利用した場合に、その費用の全額を助成するものとする。

2 前項の規定による助成の額は、1回当たり1,000円を限度とし、30回を限度とする。

3 配食サービスの内容は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 助成の対象となるサービスは、配食サービス又はフードデリバリーサービスを提供する事業者により、原則として第11条に規定する対象者の居宅等への配達として実施されるものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。
- (2) 配達する食事には、アルコール飲料は含まないものとする。

(配食サービス費用の助成対象者)

第11条 前条の助成は、第5条第1項各号のいずれかに該当する者に対して実施する。なお、前条における犯罪とは、第2条第1項第1号に定める犯罪のうち、人の生命又は身体を害する行為をいう。

(助成の申請)

第12条 第4条、第6条、第8条又は第10条に定める助成を受けようとする者は、横浜市犯罪被害者等支援申請書（第1号様式）及び犯罪被害に関する申立書（第2号様式）により市長に申請しなければならない。なお、当該助成を受けようとする者は、支援が適正な事業者によって行われるよう、原則として事前に本要綱を所管する市民局人権課に相談するものとする。

2 前項の申請書には、第4条、第6条、第8条又は第10条に掲げる各支援の支払費用を証する領収書その他の支払い費用の内容を証明することができる書類及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分ごとに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条

例に基づき定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。

(1) 家事及び介護等支援費用の助成、一時保育費用又は配食サービス費用の助成の場合

ア 第5条第1項第1号に該当する遺族が申請するとき

- (ア) 申請者が助成の申請を行う時点において市民であることを証明することができる書類
- (イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (ウ) 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (エ) 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (オ) その他市長が必要と認める書類

イ 第5条第1項第2号又は第3号に該当する被害者又は家族が申請するとき

- (ア) 申請者が助成の申請を行う時点において市民であることを証明することができる書類
- (イ) 重傷病を受けた被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び加療に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書
- (ウ) 家族の申請にあつては、申請者と被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (エ) 家族の申請にあつては、申請者が被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (オ) その他市長が必要と認める書類

(2) 転居費用の助成の場合

ア 第9条第1項第1号に該当する遺族が申請するとき

- (ア) 犯罪により死亡した者が、当該犯罪が行われた時に市民であり、申請者と被害者が犯罪被害当時に同居していたことを証明することができる書類
- (イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (ウ) 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (エ) 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (オ) その他市長が必要と認める書類

イ 第9条第1項第2号又は第3号に該当する被害者が申請するとき

- (ア) 犯罪により重傷病等又は性犯罪被害を受けた者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類

(イ) 重傷病を受けた被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び加療に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

(ウ) その他市長が必要と認める書類

ウ 第9条第1項第4号に該当する被害者が申請するとき

(ア) 申請者が当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類

(イ) 罹災証明書

(ウ) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、申請者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申請書の提出が困難と市長が認める場合は、その家族が犯罪被害者の代理として申請し、支給を受けることができる。

ただし、犯罪被害者の不利益が生じないように、家族による代理申請について、可能な限り、犯罪被害者の同意を得るよう努めるものとする。

第3章 支援金

(遺族支援金の支給)

第13条 市長は、犯罪により市民が死亡した場合について30万円を支給する。ただし、当該犯罪による被害につき、既に第15条に規定する重傷病支援金を給付された者が、当該重傷病支援金の受給に係る犯罪に起因して死亡した場合にあつては、20万円を支給する。

(遺族支援金の支給対象者)

第14条 前条の支給は、警察への照会等により客観的に確認できた犯罪により死亡した犯罪被害者である市民の遺族であつて、第2項及び第3項に定める第1順位の遺族となる者に実施する。なお、本条文における犯罪とは、第2条第1項第1号に定める犯罪のうち、人の生命又は身体を害する行為であり、過失による行為を除いたものをいう。

2 前項の遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪により死亡した市民の配偶者

(2) 犯罪被害者である市民の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者である市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者である市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者（前項各号に掲げる者に限る。）を第1順位の遺族とすることができる。

4 前項の場合において、遺族支援金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるとき、その1人に対してした支給及び第19条第3項の場合において代理としての家族の1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(重傷病支援金の支給)

第 15 条 市長は、犯罪により市民が重傷病を負った場合について 10 万円を支給する。ただし、当該犯罪による被害につき、既に第 17 条に定めるところにより性犯罪被害支援金 5 万円の支給を受けている場合は、5 万円を支給し、性犯罪被害支援金 10 万円の支給を受けている場合は、支給しない。

(重傷病支援金の支給対象者)

第 16 条 前条の支給は、警察への照会等により客観的に確認できた犯罪により重傷病を負った犯罪被害者で当該犯罪発生時に市民であった者に実施する。なお、本条文における犯罪とは、第 2 条第 1 項第 1 号に定める犯罪のうち、人の生命又は身体を害する行為であり、過失による行為を除いたものをいう。また、本条文における重傷病とは、加療の期間が 1 か月以上で、かつ、入院 3 日間以上を要する負傷又は疾病をいう。精神疾患である場合には、加療の期間が 1 か月以上で、かつ、その症状の程度が 3 日以上労務に服することができない程度であることを要する。

(性犯罪被害支援金の支給)

第 17 条 市長は、市民が性犯罪の被害のうち、刑法第 177 条、同法第 179 条第 2 項及び同法第 181 条第 2 項若しくは同法第 241 条又はこれらの罪の未遂罪の場合について 10 万円、刑法第 176 条、同法第 179 条第 1 項又は同法第 181 条第 1 項の場合について 5 万円を支給する。

(性犯罪被害支援金の支給対象者)

第 18 条 前条の支給は、警察への照会等により客観的に確認できた性犯罪による被害者で当該犯罪発生時に市民であった者に実施する。

(支援金の申請)

第 19 条 支援金の支給を受けようとする者は、横浜市犯罪被害者等支援申請書（第 1 号様式）及び犯罪被害に関する申立書（第 2 号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、条例に基づき定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。

(1) 遺族支援金

ア 犯罪により死亡した者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類

イ 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

エ 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病支援金及び性犯罪被害支援金

ア 犯罪により重傷病を受けた者又は性犯罪被害を受けた者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類

イ 重傷病を受けた被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び加療に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書その他の証明書

ウ その他市長が必要と認める書類

- 3 前2項の規定にかかわらず、申請者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申請書の提出が困難と市長が認める場合は、その家族が、犯罪被害者の代理として申請し、支給を受けることができる。

ただし、犯罪被害者の不利益が生じないように、家族による代理申請について、可能な限り、犯罪被害者の同意を得るよう努めるものとする。

第4章 専門相談

(法律相談の実施)

第20条 市長は、犯罪被害により直面している法律問題に関し被害回復のために採りうる法的手段の説明などを行うことにより、法的知識についての犯罪被害者等の支援を目的として、犯罪被害に精通した弁護士による法律相談を実施する。

- 2 前項に定める法律相談は、一の犯罪被害について1回当たり60分を目安として利用開始日から起算して3年以内に2回まで実施することができ、その費用については、市が負担する。
- 3 第1項に定める法律相談は、神奈川県弁護士会に所属する弁護士に委託して実施するものとし、その実施内容については、神奈川県弁護士会と横浜市とが協議するものとする。

(法律相談の対象者)

第21条 法律相談は、犯罪被害に遭った市民、又は犯罪被害に遭った者の遺族、家族等で市民である者から第24条に定める利用申請があつた者に対し実施する。

- 2 法律相談については次の各号のいずれかの相談内容について、実施する。

- (1) 犯罪被害の届出又は告訴
- (2) 警察又は検察庁における被害者等の事情聴取や捜査状況等
- (3) 刑事裁判や示談、損害賠償請求等
- (4) 検察審査会や被害者等通知制度等
- (5) マスコミ対策等の二次被害の防止
- (6) 犯罪被害者等給付金や弁護士費用の扶助その他の経済的支援
- (7) その他市長が必要と認めるもの

- 3 法律相談については、一の犯罪被害について既に法律相談を受けた者の他の遺族や家族が新たに法律相談を利用することはできない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(カウンセリングの実施)

第 22 条 市長は、犯罪等により受けた精神的な被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう心理学的な専門知識及び技術を有するカウンセラーによるカウンセリングを実施する。

2 前項に定めるカウンセリングは、一の犯罪被害について 1 回当たり 60 分を目安として利用開始日から起算して 3 年以内に 10 回まで実施することができ、その費用については、市が負担する。

3 第 1 項に定めるカウンセリングは、公認心理師、臨床心理士又はこれらと同等の資格を有するカウンセラーが所属する事業所（以下「カウンセリング事業所」という。）に委託して実施するものとし、その実施内容については、各カウンセリング事業所と横浜市とが協議して定めるものとする。

（カウンセリングの対象者）

第 23 条 カウンセリングは、犯罪被害に遭った市民、又は犯罪被害に遭った者の遺族、家族等で市民である者から次条に定める利用申請があった者に対し実施する。

2 カウンセリングについては、次の各号のいずれかの相談内容について、実施する。

- (1) 心やからだに関する悩み
- (2) 家族関係の問題
- (3) 職場、学校等の日常生活上の問題
- (4) 対人関係に関する問題
- (5) その他市長が必要と認めるもの

3 カウンセリングについては、第 1 項に定める対象者のうち、精神科等の医師による治療を受けている者にあつては、カウンセリングの利用について主治医の了解を得ていることを要するものとする。

（専門相談の申請）

第 24 条 法律相談及びカウンセリング（以下「専門相談」という。）の利用を希望する者は、横浜市犯罪被害者等支援申請書（第 1 号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、相談者が申請を行う時点において市民であることを証明することができる書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、条例に基づき定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合その他市長がその提出を不要と認める場合は、その一部の添付を省略することができる。

（専門機関との連携等）

第 25 条 専門相談を受託する者（以下「受託者」という。）は、専門相談を実施した場合において、必要と認めるときは、他の専門機関との連携、紹介等を行うものとする。

（実施状況及び記録）

第 26 条 受託者は、専門相談を実施したときは、市長に対し横浜市犯罪被害者等支援法律相談報告書（第 4 号様式）又は横浜市犯罪被害者等支援カウンセリング報告書（第 5 号様式）を作成し、報告するものとする。

第5章 緊急避難場所の提供

(緊急避難場所の提供)

第27条 市長は、犯罪被害を受けた者又はその遺族、家族で、市民である者に、犯罪直後の避難場所として一時的に安全な居住場所を確保し、その費用を負担することにより、その精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として、横浜市内のホテル等の協力を得て緊急避難場所の提供を実施する。

2 前項の規定による緊急避難場所の提供は、原則として、神奈川県（以下「県」という。）が「神奈川県犯罪被害者等支援条例（平成21年4月1日施行）」に基づいて行う支援のうち、「緊急避難場所（ホテル等）の提供に関する実施要領」（以下「県実施要領」という。）に従って犯罪被害者又はその遺族、家族に提供する緊急避難場所における延泊として実施する。

3 緊急避難場所の提供は、同一利用者につき、2泊までとする。

4 緊急避難場所の提供に伴う費用（宿泊に要する経費、サービス料を含む。）については、市が負担する。ただし、飲食代や避難場所までの交通費等の実費は、利用者が負担するものとする。

5 第1項に定める緊急避難場所の提供は、原則として県が県実施要領に基づき緊急避難場所の提供に関する協定を締結した事業者（ホテル等）において実施するものとし、その実施内容については、各事業者と横浜市とが協議して定めるものとする。

(緊急避難場所の提供の対象者)

第28条 前条の緊急避難場所の提供は、犯罪被害を受けた者又はその遺族、家族で、市民である者から次条に定める利用申請があった者のうち、次のいずれかに該当する者に対し実施する。

- (1) 県実施要領に基づいて緊急避難場所の提供を受けた者
- (2) その他市長が必要と認める者

(緊急避難場所の提供の利用申請)

第29条 緊急避難場所の提供を希望する者は、横浜市犯罪被害者等支援申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請書の提出が申請者にとって著しい身体的若しくは精神的な負担を伴うと市長が判断できる場合、又は犯罪被害者等の置かれている状況や緊急性を鑑みて申請書の提出が困難と市長が認める場合は、申請者からの口頭による申出により申請できるものとする。

3 第1項及び第2項の申請においては、申請者が申請を行う時点において市内に住所を有することを証明することができる書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、条例に基づき定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合その他市長がその提出を不要と認める場合は、その一部の添付を省略することができる。

(緊急避難場所の提供の費用)

第30条 本事業における緊急避難場所の提供に伴う費用（宿泊に要する経費、サービス料

を含む。)については、1泊1万円(消費税別)を上限とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた事情がある場合は、この限りではない。

(緊急避難場所の提供の費用の請求及び支払い)

第31条 前条に定める費用の請求について、事業者は、次に掲げる事項を記載した請求書により、利用者の宿泊終了後速やかに請求するものとする。

- (1) 請求金額、算出の基礎及び債権を発生した事実
- (2) 債権者の住所、氏名及び押印
- (3) 請求年月日

2 請求書を受理した市長は、速やかに費用を支払うものとする。

第6章 その他

(個人情報の保護)

第32条 第20条第3項に掲げる弁護士及び第22条第3項に掲げるカウンセリング事業所並びに第27条第5項に掲げる事業者は、収集した個人情報について、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号)に従って、適切に取り扱うものとする。また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(支援の制限)

第33条 市長は、次に掲げる場合には、第4条、第6条、第8条及び第10条に定める費用の助成、第13条、第15条及び第17条に定める支援金の支給、第20条及び第22条に定める専門相談の実施及び第27条に定める緊急避難場所の提供などの支援(以下「各支援」という。)を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者である市民又は各支援の申請書を提出する者が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者である市民又は各支援の申請書を提出する者にも、その責めに帰すべき行為があった場合
- (2) 犯罪被害者である市民又は各支援の申請書を提出する者が横浜市暴力団排除条例(平成24年9月横浜市条例第55号)第2条第1項第4号に規定する暴力団員等であった場合
- (3) 第8条に定める助成並びに第13条、第15条及び第17条に定める支援金の支給については、当該の犯罪被害に関して、他の地方公共団体から同種のものの助成又は支給を受けたことがある場合。ただし、神奈川県が行う同種の支援については制限しない。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民、その遺族又は家族と加害者との関係その他の事情から判断して、各支援を行うことが社会通念上適切でないと市長が認めた場合

(申請の期限)

第34条 第12条及び第19条の規定による申請は、犯罪が行われたことが警察等により認知された時から1年を経過したときは、することができない。ただし、第8条第4項に定

める転居費用の2回目の申請については、1回目の転居後1年間を超えない範囲で申請することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(各支援の実施の決定)

第35条 市長は、各支援における申請があった場合には、速やかに、各支援の実施又は不実施を決定し、横浜市犯罪被害者等支援審査結果通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要がある場合は、当該被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者である市民及びその遺族、家族の続柄又は居住の実態、税情報等を調査することができる。

- 3 市長は、第1項の規定により費用の助成又は支援金の支給を決定したときは、当該決定を受けた者からの次条に基づく請求に応じて助成又は支給を実施し、専門相談又は緊急避難場所の提供の実施を決定したときは、当該実施の決定を受けた者と受託者又は事業者との実施のための調整を行い、実施するものとする。

- 4 市長は、第1項の規定により専門相談又は緊急避難場所の提供を決定したときは、横浜市犯罪被害者等支援法律相談依頼書（第4号様式）、横浜市犯罪被害者等支援カウンセリング依頼書（第5号様式）又は横浜市犯罪被害者等緊急避難場所提供事業決定通知書（第6号様式）により受託者又は事業者へ通知するものとする。

(助成又は支給の請求)

第36条 前条第1項に規定する助成又は支給の決定を受けた者は、横浜市犯罪被害者等日常生活支援費用助成金及び支援金請求書（第7号様式）により、当該助成金又は支援金を請求するものとする。

(各支援の実施の決定の取消し)

第37条 市長は、各支援の実施の決定を受けた者がその資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、各支援の実施の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すこととする。

(助成費用、支援金等の返還)

第38条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に各支援が実施されているときは、市長は、次の各号のとおり、その一部若しくは全額の返還又は費用の請求を求めることとする。

- (1) 第4条、第6条、第8条及び第10条に定める助成金の返還
- (2) 第13条、第15条及び第17条に定める支援金の返還
- (3) 第20条及び第22条に定める専門相談費用の請求
- (4) 第27条に定める緊急避難場所の提供費用の請求

(その他)

第 39 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。なお、第 4 条、第 6 条及び第 8 条に定める助成については、平成 30 年 12 月 25 日以降に発生した犯罪被害について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行以前に発生した犯罪被害への支援金の支給については、従前の横浜市犯罪被害者等見舞金支給要綱の規定に基づき行う。

(横浜市犯罪被害者等日常生活支援費用助成要綱等の廃止)

3 横浜市犯罪被害者等日常生活支援費用助成要綱（平成 31 年 4 月 1 日制定）、横浜市犯罪被害者等見舞金支給要綱（平成 31 年 4 月 1 日制定）、横浜市犯罪被害者等専門相談実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日制定）及び横浜市犯罪被害者等緊急避難場所提供事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日制定）は、この要綱の施行をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 10 条に定める助成については、平成 30 年 12 月 25 日以降に発生した犯罪被害について、適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 10 条に定める助成については、平成 30 年 12 月 25 日以降に発生した犯罪被害について、適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行し、第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 10 条に定める助成については、平成 30 年 12 月 25 日以降に発生した犯罪被害について、適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 月 日から施行し、第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 10 条に定める助成については、平成 30 年 12 月 25 日以降に発生した犯罪被害について、適用する。

助成	申請内容	家事及び介護等支援費用 ・ 一時保育費用 ・ 転居費用 ・ 配食サービス費用
	申請履歴	同一事件でこれまでに申請をしたことが (無・有()))
	対象要件	死亡 ・ 重傷病 ・ 性犯罪被害 ・ 放火被害
支援金	申請内容	遺族 ・ 重傷病 ・ 性犯罪被害
	申請履歴	同一事件でこれまでに申請をしたことが (無・有()))
専門相談	申請内容	法律相談 ・ カウンセリング
	希望する事項	弁護士の性別 (男性・女性・どちらでもよい) カウンセラーの性別 (男性・女性・どちらでもよい)
	その他	※カウンセリングの利用を希望する方で精神科等に通院又は入院中の方のみ 主治医(精神科医等)のカウンセリング利用にあたっての同意 (無・有)
緊急避難場所の提供	希望する事項	神奈川県の実地避難場所を利用している場合は、宿泊施設の変更希望が (無・有()))
	被害届等	被害届又は事故の届出があった場合は、その受理番号等 ()

2 添付書類（次のうち、必要なもの）

要・不要	必要書類	確認
	死亡診断書、死体検案書等の写し、その他死亡の事実と年月日を証明できる書類	
	負傷又は疾病の状態及び加療に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書	
	申請者が申請を行う時点において市民であることを証明できる書類	
	被害者が犯罪被害当時に市民であったことを証明できる書類	
	申請者と被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書	
	申請者が被害者と事実上の婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった（ある）場合は、その事実を認めることができる書類	
	申請者と被害者が犯罪被害当時に同居していたことを証明できる書類	
	申請者と被害者が犯罪被害当時に生計を一つにしていたことを証明できる書類	
	罹災証明書	
	家事及び介護等支援のホームヘルプサービス費用を支払ったことを証する領収書等	
	一時保育費用を支払ったことを証する領収書等	
	転居費用を支払ったことを証する領収書等	
	配食サービス費用を支払ったことを証する領収書等	
	その他市長が認める書類 ()	

3 申請理由等（助成の申請の場合）

助成項目	申請項目	申請内容
家事及び介護等支援費用	家事及び介護等支援を必要とした事情	
	利用時間	家事援助 計 時間 身体介護 計 時間 その他 計 時間 合計 時間
一時保育費用	一時保育を必要とした事情	
	保育対象者	お名前 (歳) 申請者との続柄
		お名前 (歳) 申請者との続柄
		お名前 (歳) 申請者との続柄

	利用回数	人 × 回 人 × 回 人 × 回 計 回
転居費用	転居を必要とした事情	
	転居前の住所	
	転居後の住所	
配食サービス費用	配食サービスを必要とした事情	
	利用数	計 回

4 申請事項に係る調査等への同意

- ☐ 私は、横浜市暴力団排除条例（平成 24 年 9 月横浜市条例第 55 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する暴力団員等でないことを、警察当局へ照会することについて同意します。
- ☐ 私は、本申請書の内容に虚偽がないことを認め、助成金若しくは支援金の支給、又は事業の利用ののちに虚偽その他不正な手段による支給であったと市長が認めた場合には、助成費用、支援金又は事業に要した費用を市に返還することに同意します。
- ☐ （助成の申請の場合） 非課税世帯又は生活保護世帯の場合は、助成額の決定に際し、世帯の課税又は生活保護の受給状況について、横浜市が確認することに同意します。（同意しない場合は証明書等の添付が必要です。）
- ☐ （専門相談の申請の場合） 利用にあたり、必要に応じて、犯罪被害の事実及びその状況等について、神奈川県警察等に情報を求めること、及び専門相談の実施に必要な情報について、実施機関（弁護士又はカウンセリング事業所）に提供することを同意します。また、専門相談において実施機関で聞き取った内容及び書類等は、当該実施機関で保管することに同意します。なお、利用にかかる交通費等の実費は負担します。
- ☐ （緊急避難場所の提供の申請の場合） 利用にあたり、必要に応じて、犯罪被害の事実及びその状況等について神奈川県警察等に情報を求めること、及び必要な情報を事業者（宿泊施設等）に提供することに同意します。また、事業者が聞き取った内容及び書類等は、当該事業者が保管することに同意します。なお、利用にかかる交通費や飲食費等の実費は負担します。

氏名

(第2号様式)

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

(申請先) 横浜市長

被害の概要

被害届の提出又は 事故の届出	有 ・ 無	被害届又は事故の届 出の提出日	年 月 日	
罪 種		届出警察署	警察署	
被害者の氏名 生年月日	ふりがな 氏名 (年 月 日)		申立者との 続柄	
被害届の受理番号等 ※わかる方は記入		被害年月日	年 月 日	
被害時の住所				
被害場所				
被害者及び申請者について	☐ 被害者及び申請者は、犯罪を誘発するような行為その他、責めに帰すべき行為は行っていない。			
(助成の申請の場合) 車両乗車中に交通事故被害に遭った場合の 被害者及び申請者の運転について	☐ 事故時に乗車中の車両について ☐ 飲酒運転ではありません。 ☐ 無免許運転ではありません。 ☐ 違法薬物等を使用後の運転ではありません。			

私は、上記の申立て内容について、警察当局へ確認を行うこと及び必要に応じて警察または検察当局に事件の処理状況（送検の確認または処分の状況等）を確認することについて同意いたします。

ふりがな
氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

被害者との続柄 _____